平成２８年（フ）第３９９２号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目11番25―406号
破産者　斉藤組こと　斉藤　真琴
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１６７号
大阪市城東区放出西３丁目16番５―301号
破産者　アイテックこと　岩脇三亀男
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２０号
大阪府東大阪市荒本２丁目１番29―501号29棟501号
破産者　橋本　　実
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７０号
大阪府高槻市登町２番Ａ27―204号、前住所大阪府枚方市楠葉花園町11番３―1503号
破産者　勘場　　厚
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７２号
大阪市旭区大宮５丁目12番21号　大宮住宅１号館903号、開始決定時大阪市城東区森之宮２丁目４番32―807号
破産者　松野　四郎
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５１号
堺市中区深井畑山町228番地１　サングレイスⅡ203号、前住所堺市南区御池台２丁４番112号
破産者　森下浩聲こと　フォン　ホウ　シン　ローレンス（ＦＵＮＧ　ＨＯ　ＳＨＩＮＧ　ＬＡＷＲＥＮＣＥ）
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
大阪府柏原市玉手町６番68号
破産者　松本　良枝（旧姓趙）
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１６号
大阪府高石市取石４丁目17番31号
破産者　北海屋こと　吉野　信之
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７５７号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西６丁目９番20号、前住所大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目21番23号
破産者　妹尾　元輝
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
広島市安佐南区長楽寺１丁目７番23号
破産者　松原　一馬
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０１号
広島市南区宇品御幸４丁目20番９―303号山本ビル
破産者　池田陽太郎
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１号
山口県萩市大字椿東4504番地　無田ヶ原口団地Ｄ―207、前住所山口県萩市大字椿東369番地15
破産者　徳冨スミ子
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第６６号
北海道北見市北進町３丁目14番４号、前住所北海道紋別郡遠軽町南町２丁目６番地16
破産者　山口　京子
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
盛岡市みたけ４丁目７番25号　メゾンＫ・１―205号
破産者　松岡　盛明
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４５号
秋田県横手市十文字町腕越字山道端90番地６
破産者　髙橋　賢吉
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５１号
秋田県横手市雄物川町東里字十三塚342番地１
破産者　土崎　晃宏
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１１６号
福島県郡山市大槻町字影反田１番地の３
破産者　髙田　誠治
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
群馬県利根郡昭和村大字森下250番地１　ツツミハイツ　202号
破産者　齋藤　一夫
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係